國學院大學学術情報リポジトリ

国民道徳論における祖先崇拝の宗教性：河野省三の敬神観念からの一考察

メタデータ	言語: Japanese
	出版者:
	公開日: 2023-02-07
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 高野, 裕基
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001724

国民道徳論における祖先崇拝の宗教性
―河野省三の敬神観念からの一考察―

髙野裕基

はじめに

明治後期から文部政策を背景として展開された国民道徳論において、神職という立場からの論を展開した人物に河野省三がいる。河野は埼玉県北埼玉郡騎西町（現・加須市）に鎮座する玉敷神社に奉仕する累代の社家の出身で、國學院大學において神道・国学・国民道徳などを講究及び教育した人物であり、神職と学者、教育者という多様な立場を有している。[1] 河野の神道研究及び国学研究には、国民道徳研究の視点が多分に含まれており、河野の学問を分析する際には国民道徳論を踏まえた検討が必要となる。[2]

国民道徳論全般に関して、近年、国民道徳論における祖先崇拝がイデオロギーであり「非宗教」的な性質であったことが指摘されている。[3] また、国民道徳論には「国民道徳論＝教育勅語的価値観をいかに内面化するか、あるいは「特

有な国体」＝国民道徳と普遍性をいかに構成するのか」[4]という課題が内在していたとして、国民道徳論は教育勅語の精神を基盤としていたことが論じられている。さらに、国民道徳論と神道の関わりについては、宮本誉士が加藤玄智の国家的神道と国民道徳論との交錯という視点から近代神道史研究と国民道徳論研究の接点を明らかにしており、国民道徳論の端緒とされる井上哲次郎の教え子であった加藤玄智・田中義能をはじめとした国民道徳論を取り上げ、その理論的系譜についての考察も行っている。ここでは田中義能に影響を受けた河野省三についても、井上哲次郎に関わる国民道徳論の系譜の中に位置付けており、河野の国民道徳論は、教育勅語を基にした神道研究と国民道徳論研究が交錯する一典型と論じている。[5]このように、先行研究では、国民道徳論の宗教性・非宗教性の問題や、神道と国民道徳の関係について論じられている。

このような研究状況を踏まえ、筆者も神道と国民道徳の関係を中心に、河野の国民道徳論の宗教性・非宗教性について論じ、河野の国民道徳論は「神職」としての立場から神や神社への信仰という宗教的な思想を前提とした「宗教」的な性質を有したものであることを指摘したことがある。[6]そこで本稿では、こうした河野の宗教的な敬神観念を前提とした国民道徳論の特質についてさらに明確にすべく、国民道徳論の提唱者であるとともに、「はじめて国民道徳上における神道の価値を明確ならしめ、その国民道徳論において、積極的にこれを主張した」[7]として、神道を国民道徳の立場から詳述した最初の人物でもあるとされている井上哲次郎[8]による国民道徳論との比較を通じて、特に国民道徳論における祖先崇拝の位置付けを中心に考察するものである。

一、国民道徳論における祖先崇拝

井上哲次郎『国民道徳概論』（三省堂書店、大正元年）においては、祖先崇拝が古代の神道（「古神道」・「純神道」）

の根本であること、神話・神勅における祖先崇拝と家族制度の関係といった二点が強調されている。すなわち井上はまず、神道は「祭典の古俗ではない」とし、「日本の古代の精神の真髄骨子といふものは他では無い、矢張り祖先崇拝。それが一番大事なことであります。それが日本の古代の神道で、それを暫く古神道と名づけます。古神道は即ち純神道であります。日本で最古の時代に行はれた純神道のエッセンスは何か、即ち祖先崇拝……祖孫相続の精神を伴うて居る祖先崇拝、言換れば、祖先崇敬であります。日本の神道はそれであります」（一〇八頁）と、古代の神道（「古神道」・「純神道」）の「エッセンス」として祖先崇拝を位置付けている。続けて、こうした神道と祖先崇拝との関係をもとに、家族制度は即ち家長制度（民法）であるとした上で、①個別家族制度（個々の家族）と②総合家族制度（個々の家族が集合した「一大家族」。家長としての天皇）との二種に分類している。また、日本における家族制度の意義について、日本の家族における歴史は即ち祖先崇拝の精神であるとし、その例として民法第九八七条の「系譜、祭具、及ヒ墳墓ノ所有権ハ家督相続ノ特権ニ属ス」を挙げ、先祖の祭を継承していくため、家長の必要性についても言及している。そして、祖先崇拝と家族制度の関わりについて、「祖先崇拝は家族制度の精神的方面、家族制度は祖先崇拝の形体的方面」（二〇五―二〇六頁）であると説いている。

また、井上は国民道徳論の問題点として、国民道徳と国民教育の関係性が極めて不明瞭であることを指摘している。特に小学校から中学校における国民教育では、個人として教育するだけでは不十分であり、「国民といふ団体の上から見た教育」が必要であるとする。それゆえに、歴史的に発展してきた国民道徳は、国民教育において重要な位置を占めると論じている。[9]

このような井上を嚆矢とする国民道徳論が国民教育や社会教育と密接に関わっていった背景には、大正六年に設置された臨時教育会議が存在する。[10] この時の会議が従来の会議と異なった点は、「臨時教育会議官制」第一条に「臨時

教育会議ハ内閣総理大臣ノ監督ニ属シ教育ニ関スル重要ノ事項ヲ調査審議ス」[11]と、内閣直属の諮問機関として設置された点にある。[12]これは、第一次大戦後やロシア革命後の思想状況に対処するため、文部大臣の下ではなく、内閣総理大臣の下、内閣全体で取り組もうとしたことによるものであった。

当会議では、「小学教育ニ関スル件」「高等普通教育ニ関スル件」「大学及専門教育ニ関スル件」「師範教育ニ関スル件」「視学制度ニ関スル件」「女子教育ニ関スル件」「実業教育ニ関スル件」「通俗教育ニ関スル件」「学制制度ニ関スル件」の九件の諮問がなされたが、ここでは学校教育の効果をあげるために家庭及び社会との協力が必要であるとの答申もなされ、[13]加えて建議第二「教育ノ効果ヲ完カラシムヘキ一般施設ニ関スル建議」の理由書の一つである「国体ノ本義ヲ明徴ニシ之ヲ中外ニ顕彰スルコト」では、「敬神崇祖ノ風ヲ振作スルニ付取ルヘキノ方策一ニシテ足ラス就中神社ノ荘厳ヲ維持スルカ如キ祭祀ノ本旨ヲ周知セシムルカ如キ神官神職ノ地位ヲ向上セシムルカ如キハ其ノ最モ必要ナルモノナリ」と、敬神崇祖の観念を振作するために神社・神職に対する方策が提示された。[14]また、宗教家に対しては同建議の末尾に、「彼ノ宗教諸家ヲシテ各其ノ宗風ヲ宣揚シ大ニ布教伝道ニ努メ人心ヲ教化シ国家ノ治教ニ貢献スル所アラシムルカ如キ亦最モ必要ナル方策ノ一タリ」として国民教化における役割が認められている。[15]つまり、ここで神社・神職と宗教・宗教家は、学校教育を補うための社会の機能として位置付けられているが、宗教・宗教家が国民教化の視点によるものである一方、神社・神職は敬神崇祖の維持・普及の上で重視されたものとなっている。内閣直属の諮問機関である当会議には文部官僚のみならず、神社を所管する内務官僚も委員として加わっていたが、[16]当会議における国民教化とは分離した「敬神崇祖ノ風ヲ振作」に神社・神職の役割が限定されたことは、神社は宗教ではないとする内務省の方針と、神道の源流を祖先崇拝に求める国民道徳論が一体化したことをあらわしているといえよう。[17]換言すれば、井上哲次郎の神道と祖先崇拝、それに基づく家族制度が、「非宗教」である国民道徳論で強調さ

れるようになったことは、法令によって「非宗教」とされた神社崇敬の理論を補強する役割を果たしたといえる。[18]

このような神社非宗教という内務省の立場と、国民道徳すなわち祖先崇拝という国民道徳論の理論の関係について、葦津珍彦は『国家神道とは何だったのか』（神社新報社、昭和六二年）において、次のように論じている。

「神社は宗教に非ず」との政府の公式見解は、古来の日本人の神道信仰心理を抹消しようとした。これまでのこの「非宗教」の語は、真宗の島地黙雷とか、神道の丸山作楽等の時代から、神祇官興復の議会での政府、議員の議論等によって、さまざまな多義の意味に用いられて来たが、内務省の公式見解は、議会、とくに衆議院の建議者たちとは異なって、非宗教ということをきわめて世俗の常識合理主義の意味での国家精神（国民道徳）以上のなにものでもないとの意味に解することになった。その解釈を要約すると、神社とは、日本帝国の天皇、皇族または、国家社会に特に功績のあった人格者に対して、伝統的な礼法をもって表敬すべき場所であるということである。神主は、国家的記念堂（メモリアル・ホール）の儀礼執行者であり管理人であって、特殊格別の宗教信仰心や思想をもつものでない。忠良な臣民としては、仏教、儒教、キリスト者と同一の国民精神をもつべきで、神道という特殊の宗教や思想の対立的独自の立場があるべきでないというのである。（一六二―一六三頁）

ここで葦津は、政府・内務省における神社非宗教の解釈とは、「世俗の常識合理主義の意味での国家精神（国民道徳）」であり、こうした「世俗の常識合理主義」に基づいた国民道徳的神社観が、「古来の日本人の神道信仰心理を抹消しようとした」ものであると指摘している。

このように、国民道徳論を提唱するとともに、その神道との関係についても初めて詳述した井上哲次郎は、古代の

神道における「非宗教」的な祖先崇拝の要素を論じており、それは国民道徳論と国民教育との関係において起点となった臨時教育会議においても、国民教化とは分離した「非宗教」的な「敬神崇祖ノ風ヲ振作」に神社・神職の役割が位置付けられることとなった。このことは、国民道徳論の非宗教性が強調されていったことをあらわしていると言えるが、同時に、国民道徳論が「古来の日本人の神道信仰心理を抹消」した、内務省による神社非宗教の解釈と軌を一にしたものとして展開されていったことも示しているのである。

二、河野省三の祖先崇拝観

次に、河野省三の国民道徳論における祖先崇拝の位置付けについて見ていきたい。[19]

河野省三は、明治一五年に埼玉県北埼玉郡騎西町（現・加須市）に鎮座する郷社玉敷神社（大正一三年・県社）の社家に生まれ、同三八年に國學院師範部国語漢文歴史科を卒業後、郷社玉敷神社社司となった。同四一年國學院研究科（道義科）を卒業、大正七年國學院大學講師・教務課長、同九年同大学教授となり、昭和一〇年には、國學院大學出身者として最初の学長に就任し、以後七年間に渡り運営・教育の両面において尽力した。河野は明治後期より、神職自身が国民道徳について研究すべきことを主張しており、[20]神職の立場からの国民道徳論を検証する上で最も適切な人物であろう。

河野の国民道徳関係の最初の主著が『国民道徳史論』（森江書店、大正六年）である。河野は、大正四年一月、國學院大學における前任者である石川岩吉が皇子傅育官に任ぜられたため、私立國學院大學講師として「実践道徳」の講義を担当する。『国民道徳史論』は、大正五年九月から同六年六月にかけて、國學院大學における講義内容を補訂し、刊行されたものである。よって、河野がどのような講義を行っていたのか、また当時の神職を志す人々がどのような

国民道徳の講義を受けていたかを知ることができる。まずは同書における記述から、河野の祖先崇拝観を整理すると、同書において河野は、国民道徳の基礎の一つに「家族制度」を挙げ[21]、そこでは「個別的家族制度」や「総合的家族制度」といった、前述の井上と類似する用語を用いて論述している。続いて国民道徳の大要の一つとして「祖先崇拝」を掲げて、「皇室を尊ぶ」、「忠君愛国」、「父母を重んず」、「忠孝一致」といった国民性の長所の根底には「祖先崇拝の観念を基礎とせるを認むる」（一〇八頁）としている。また、祖先崇拝には、「血統関係（肉体的関係）」と「意識関係（精神的関係）」によるものがあり、前者が私的な祖先を、後者は「種族又は国民の共同祖先」（一一〇頁）を指すものと説き、後者の道徳的、国家的に発達してきたことが、「祖先教」の特色の一つと位置付けている。このように河野の国民道徳論における祖先崇拝・家族制度は、井上の論述との大きな差異はみられない。

しかし、河野は神道がすなわち祖先崇拝であるとも記しておらず、同書「神道」の項において、これも前述の井上と同様の「古神道」・「純神道」といった用語を用いてはいるが、「上古に於ける純真なる敬神観念」（二〇〇―二〇一頁）などと言表している。また、神道の特質については「神道は、天照大神を中心とする敬神の観念を基礎として発達したるところの日本国民の道徳にして、古来、国家の原動力となり、民族の理想となりつゝある所の国民精神たり」（二二〇―二二一頁）と論じている。ここで「敬神の観念」といった表現を強調している点こそが、河野の言説における特質とみることができる。

河野の祖先崇拝をめぐる言説としてはさらに、『国民道徳史論』を著した翌年の大正七年に、柳田國男との間に交わされた所謂「神道私見論争」においても記述がみられる。この時、河野は大正七年七月に私立埼玉中学校教諭を退職し、八月二七日には、皇典講究所主事兼國學院大學主事（教務課長）に就任、皇典講究所養成部教習科主事を兼務した時期であった。同論争は、日本で最初の倫理学研究会である丁酉倫理会発行の『丁酉倫理講演集』（一八五・

一八六号）に連載された柳田の「神道私見」に対し、同誌の三月号に河野が反論を寄せたことに始まり、『國學院雑誌』（第二四巻第五号）に河野による柳田への更なる批判が掲載され、『國學院雑誌』（第二四巻第七号）にそれに対する柳田の反論が寄せられた。

この神道私見論争の論点は、[22] 柳田が今日の神道が国民生活と交渉が浅く人為的なものであり、平田流、神祇官流、國學院流の神道に対する批判を論じて、自身の民俗学的研究の有効性を主張したのに対し、河野はまず柳田の研究態度を「郷土研究に囚れたもの」とし、また柳田の近世的神道及び近代の神社行政論に対して、神道には発達があり、どちらも自然な発達によると反論している。さらに柳田の研究法についても、「仮定の上に立って、神道そのもの、性質、価値を定めようとするに至っては、寧ろ独断の譏を免れ得ない」とし、柳田が民間伝承にのみ神社と神道との本質を見出している点に対しても、河野は批判している。

ただし、こうした河野の批判に対して柳田は、一つ一つの事例に対する見解の違いは「枝葉」であり、「河野氏は結局自分の結論には賛成と見える」として、「自分は現今の神職諸君の心持もよく知って居るのである。諸君が如何なる学説に依って立って居られるかをも知って居る」と述べている。実際、柳田の「神道私見」に対する河野の反論には、柳田の郷土的研究や、宗教局で取扱われる神道が、近世的なものであること、また、神社崇敬は宗教圏内におかれるべきものであることなど、多くの部分で賛同の意を表している部分が見出せる。殊に柳田が、神社崇敬は「単に祖先又は偉人に対する尊敬の表示に過ぎぬ」とされる神社局の見解を批判していることについて、河野もまた「今日の神道家が気も付かずに撒布しつゝある「社会道徳の進歩に対する悪影響」（○神社崇敬を単純なる祖先崇拝と解するやうな学説等から生するところの）を除き得るものならば、たとひ大多数の国民の俚耳に入らぬでも、学士は宜しく邦家の為に献身的に力説すべきである。」と論述している。ここには、「神社崇敬を単純なる祖先崇拝と解する」

といった、前述のような「世俗の常識合理主義の意味での国家精神（国民道徳）」である内務省による神社非宗教に対して河野もまた批判的であったこと、この論争で交わされたような神道の本質的問題について、神道界が無関心であることに、河野が憤りを覚えていたことを見出すことができる。

こうした神社崇敬と祖先崇拝との関係について、河野が国民道徳論の文脈から説いたものとして、特に神職を対象とした『国民道徳概要』（帝国神祇学会、昭和四年）がある。同書の「自序」には、「本書はもと神職方面の講義録として講述したものであるからして、説明の対象を主として神職の上に置いてをる傾向がある」とあり、河野の神職としての立場からの論述がより明確に表れている著作であると考える。同書で河野は、次のように論じている。

> 我々の祖先と、祖先が崇敬愛慕して来た神々とを天祖天孫を中心として崇拝尊敬することは―即ち所謂敬神崇祖といふ観念は、日本人の国民道徳の根柢を流れてゐる最も深奥な道徳的情操であつて、正に日本民族の伝統的信念であるといはねばならぬ。日本人の固有な宗教を神道とし、日本人の本質的な道徳を祖先崇拝であるといひ、而して神道はやがて祖先教であると主張する学者が多いといふ点から考へても、此の敬神崇祖が日本国民の伝統的信念であることが首肯されるであろう。（六四―六五頁）

ここからは、河野の説く「敬神崇祖」が「我々の祖先と、祖先が崇敬愛慕して来た神々とを天祖天孫を中心として崇拝尊敬すること」であり、それは国民道徳論の根底にある「道徳的情操」と位置付けることができ、それゆえ河野が日本人の「固有な宗教」である神道と、「本質的な道徳」である祖先崇拝を合せて考察した際、神道が「祖先教」であるとする説が多いことを肯定していると理解できる。敬神と崇祖との関係についてはさらに、「我が国の敬神は

祖先敬慕の念が其の中心」（六五頁）であり、「とにかく崇祖観念が我が国民の敬神思想の中心を成してをることは疑ひない」（同右）として、次のように論述している。

> 而して又我が国の祖先崇拝の思想が、その根柢に敬神の観念を有してをり、国家的、民族的の道徳意識として発達してをることもまた明白の事実である。それ故、敬神と崇祖とは互に深い関係を有してをるのであつて、我が国民道徳が宗教的情操を背景として存立し、我が国民の宗教的信仰―主として神道―が道徳的精神として進歩して来てをるのは、全くかういふ理由に基いてゐるのである。（六五頁）

ここでは、敬神の観念が祖先崇拝の根底に存在することが、国民道徳が「宗教的情操」[23]を背景として成立し、神道が道徳的に進歩する理由であるとし、続けて「敬神は崇祖の基礎であり、崇祖は敬神の本質」（同右）であると、その関係性を説いている。そして、この敬神崇祖の観念が、具体的かつ歴史的に表現されたものが神社であると位置付けている。

河野は祖先崇拝を伝統的な「道徳」として論じている一方、神道は「宗教」として一貫して論じているが、そこでは同時に「我が国民の宗教的信仰」である神道（敬神）と「国家的、民族的の道徳意識」である祖先崇拝（崇祖）が密接に関係することにより、「宗教」である神道が「道徳」的に発達してきたという理由も説いている。そして、こうした「宗教」と「道徳」が一つになった敬神崇祖の観念が具体的・歴史的に表現されたものが「神社」であると位置付けているのである。このような河野の敬神崇祖観を、前述の神道私見論争における「今日の神道家が気も付かずに撒布しつゝある「社会道徳の進歩に対する悪影響」（○神社崇敬を単純なる祖先崇拝と解するやうな学説等から生

するところの）」という言葉を踏まえて捉えるならば、神社崇敬は単純なる「道徳」としての祖先崇拝ではなく、「宗教」的な敬神の観念に基づいた崇祖となってはじめて神社崇敬の本義になるという、神職という立場を有した河野の「信仰」を中心とした言説を見出すことができる。

三、河野省三の敬神の観念とその宗教性の問題

阪本健一が「尚この論争は後年「神社対宗教」問題論争の前駆とも見られる」[24]と位置付けるように、神道私見論争における神社崇敬の宗教性に関する問題は、同時代における神社対宗教問題としても論じられる。神社対宗教問題については、河野自身が後に振り返って、「神社対宗教といふのは、神社の祭祀と奉仕と又これに伴ふ施設並に活動を――一言にしていへば、神社崇敬を宗教として見るのが適当かといふ問題である。更にそのやうな神社の性格を我が国の行政上、一般の若しくは特殊な宗教として取扱ふのがよいか、それとも宗教を離れた一種の国事或は公共的（国家的、社会的）儀礼として取扱ふのが適切であるかどうかと云ふ問題である」[25]と、その性質を述べている。

この神社対宗教問題に関する河野の初期の論考として、國學院研究科在籍中の明治三九年における「神道に対する疑問」（『國學院雑誌』第一二巻第三号）が確認できる。また、前年の明治三八年には郷社玉敷神社社司に補せられるとともに、埼玉県神職取締所北埼玉郡分所長に就任しており、現職の神職として論述されたものである。この論考において、河野は神道の宗教性について次のように論じている。

繰返して云はむか。神道には宗教的思想あるを妨げず。これ無くしては神に対する（他の宗教の神と区別して）深く清き敬虔、高く美はしき崇拝は湧き来るものに非ず。純粋なる倫理的報徳の思想は荘重なる観念なり。厳乎

として精神の価値を語るものなり。（二八頁）

ここで河野は「神道には宗教的思想あるを妨げず」と断じており、かなり早い段階から、神道の宗教性について問題意識をもっていたことがわかる。

神社対宗教問題は、わが国近代を通して度々とりあげられてきた。その理由として河野は、宗教という用語が定義されていないことを挙げている。

之は主として宗教的信仰と宗教団体（厳密な意味に於ける宗教）とを混同してゐる所に其の原因がある。かう云ふ関係から、今日世間には神社が宗教であると論ずる人もあり、全然宗教では無いと主張する人もあり、又宗教ではあるが一般の宗教とは異つてをると力説する者もあり、或は日本民族の芸術であると説く人もあつて何時まで、所謂神社本質論が蒸返されてゐるのである。（「神社対宗教問題の蒸返し」『神祇』第一〇巻第三号、昭和六年）

河野はこの問題について別稿となる「宗教と神社と憲法」（『神社協会雑誌』第二五年九号、大正一五年）において、「宗教」という用語を「学術上の用語としての宗教」「修辞上の用語としての宗教」「行政上の用語としての宗教」に三分類をすることで論旨の整理を行っている。そして「人と或る霊的なものとの実際的交渉（即ち憑依的、畏敬的、愛慕的の関係）を有する現象を指」す「学術上の用語としての宗教」という文脈では神社若しくは神社崇敬は宗教的要素がみられるとしている。しかし、「制度上では、行政上、取扱ひ得る範囲を予想して、監督の必要に基いて、そ

の対象を定めなければならない」ような「行政上の用語としての宗教」においては、「法律上で宗教と呼ぶものは、分かり易くいへば宗教団体及びそれに伴ふ宗教行為である」ため、「神社は断じて宗教ではない」としている。[26] そして、その神社崇敬の特質について次のように述べている。

神社崇敬的要素の内在しておることは事実である。然しながらその宗教的要素は著しく国家的であり、民族的であって国民的情操、若しくは日本人の気分、純情、信念と密接の関係をもっておる。従って此の気分や情操の欠如しているものには、十分に神社崇敬の本義に接触することが出来ない。況して之を曲解しようとする者にとっては、到底その本義を認めることは出来ない筈である。崇教的意識の薄い人や、儒教のやうな道徳的意識の強い人には、何等の遅滞なく神社の崇敬が為し得られる。（八―九頁）

これらの論述から、河野の説く「神社若しくは神社崇敬」が、「学術上の用語としての宗教」の文脈では宗教的であり、「行政上の用語としての宗教」の文脈では宗教でないという明確な線引きを示していることを見出すことができる。

そして、神社対宗教問題に河野の敬神観念を明確に位置付けるものとして、加藤玄智編『神社対宗教』（明治聖徳記念学会、昭和五年）に収録された「神社対宗教問題に対する私見」があり、ここでは前述のような井上哲次郎の神社宗教論及び国民道徳論について言及している。

同論考において河野はまず、神社対宗教問題において第一に必要なことは「宗教」という用語の定義であり、「宗教」の語句を前述と同様「学術上」「法律上」「修辞上」の三つに分類し、「学術上」における「宗教」の意義という視点

から「之を神社に宛はめるときには、直に「神社には宗教的要素あり」といふ命題を肯定されるのである。而して此の場合に於いてのみ神社が宗教として取扱はれることに対して余は決して拒否しないものである」（一三一頁）と論述する。また、宗教には神霊や教義、教会、教規など、様々な必要条件があるが、宗教の本質は神霊観と教義（教理）にあるとし、これらは神霊認識の程度が薄く、教理がまとまっていなくても、「或る程度の信仰に達して」いれば問題はなく、「神の認識若しくは神霊観は実に宗教発生の唯一の本質である」と説いている。こうしたことを前提に、河野は続けて同じく加藤前掲書『神社対宗教』に所収の井上哲次郎による「神社神道と宗教との関係」における神社に関する言説に触れ、井上が神社の宗教的要素として挙げた斎忌、祓禊、祈祷、儀式をもって「神社神道（敬神）を宗教の中に入れてしまうのは、第一義を逸脱したもので、少しく弱い判断のやうに思ふ」（一三二頁）と評している。こうした井上の神社宗教論に対する河野の評価について、「神の認識若しくは神霊観は実に宗教発生の唯一の本質」としたことに基づいて見ると、河野は井上の提示するような儀礼的な要素をもって神社を宗教とするのではなく、神を認識するということに神社が宗教であるとの意義を見出していたことをうかがい知ることができる。

続けて河野は、神社崇敬と国民道徳論との関係について、次のように論じている。

> 世間には、神道を宗教であると云ふと、否道徳であると言うて拒否する人がある。けれども宗教素より道徳をその内容とするものであつて、神道を宗教としてみても、それは道徳に非ずといふ結論にはならない。高等な文明的宗教的は即ち倫理的宗教とさへ云はれてをるのであるから、敢へてそんな点を顧慮して、神社の宗教的意義を蔽うて敬神を単に道徳としてしまふ必要はない。神社の崇敬が宗教的信念を根底とした国民道徳である所に、所謂敬神の強みもあり、価値も存するのである。人類の道徳意識が浄められ、強められ、而して進められつ、ある、

唯一の原因は、全くこの宗教意識の活動だと自分は信じてをるものである。（一三三頁）

すでに述べたように、河野の「敬神崇祖」には宗教的要素と道徳的要素が共存しており、ここでも神社崇敬が「宗教的信念を根底とした国民道徳」であるところに「敬神」の重要性を説き、同時に宗教的要素が存在していても「それは道徳に非ずといふ結論にはならない」と説いている。そして、道徳意識の発達は、宗教意識の活動によるものであるとの論述は、あらためて河野の「敬神崇祖」観を言表するものといえるだろう。

また、神社崇敬には特別の教理がなく、「神社に於ける神の観念は無色透明な普遍的信仰をその基礎として」（一三四頁）いるので、「如何なる宗教とも衝突すべき筈のものではない」（一三五頁）とする。だからこそ、「神社に宗教的本質が有ることを主張すると、直に、信教の自由に反するやうに考へるのは、普遍的な宗教的信念と特殊的教理とを混同した誤解である」（同右）と論じている。[27] さらに、神社崇敬が国家的であり国民的である点を明らかにした上で、井上が神社における祈願の内容を、「福を祈ること、除災を祈ること、恋の成功を祈ること」[28]の三点に分類していることを「全く民間信仰と神社崇敬とを混同してをる結果」と批判して、「神社に於ける祈祷の第一義は、古来即ち吾等の祖先が民族的理想を標榜されて以来、明かに宝祚の無窮（皇室の繁栄）国家の発展（天下の平和）、国民の康福といふ点に存してをつたので、そこに神社に於ける祈祷の特色が存在するのである。井上博士の挙げられた祈願の類は神社崇敬の第二義、第三義に外ならぬのである」と説いている。つまり、河野が神社崇敬において重視する宗教性とは、宗教の本質的信仰、または普遍的信仰であって、限定的な宗教性であることがわかる。

このような敬神観、神社観から河野は、神社は宗教ではないとする人々に対して、「而して神社の本質からこの宗教的信念を取去ることは、甚だ危険なことであつて、たとひ如何にその信仰の存在を認めたにしても、あまり宗教で

ないくと言ひ張つてをるならば、何時しか此の宗教的感情が薄らいでいつて、神社といふ特殊の観念が全く変化してしまうであらうと思ふのである」（一三七頁）とし、「余は他の宗教との衝突を恐れて神社の宗教的本質を否認せんとする説の急性を遺憾とすると同時に、此の本質有るが故に参拝を拒まうとする宗教家の狭量を悲しむものである」（一三七―一三八頁）と説いている。これらの論考は、神社崇敬を祖先祭祀に限定し、非宗教的な要素を強調する人々に対する批判としてみることができると同時に、河野の敬神観念に関する言説が、宗教の本質及び敬神の本質としての「神の認識」という根本的な問題に対するものであることが理解されるのである。[29]

おわりに

河野は戦後においても、「神社と宗教との問題」（『埼玉県神社庁報』一九、昭和三一年）や「神社対宗教問題の考察―神道性格論の一面―」（『神道学』出雲復刻、第一一号、昭和三一年）などを発表しており、神社崇敬の宗教性をめぐる問題は、戦後においても一貫して論じられている。

本稿では国民道徳論の嚆矢となる井上哲次郎の言説を比較対象として、河野省三の祖先崇拝観の特質について検討してきた。河野の言説は、用語、理論においては井上の論述を基盤として展開していた。しかしながら、井上が祖先崇拝を「非宗教」な神道そのものと論じたのに対し、河野は祖先崇拝のみが神道をあらわしたものではなく、かつ祖先崇拝の根底には「宗教」的な敬神観念が存在することを強調している。また、このような河野の祖先崇拝観は、国民道徳論における祖先崇拝が「非宗教」であるイデオロギーとした内務省の、いわば「世俗の常識合理主義」に基づいた国民道徳的神社観とは一線を画しており、こうした河野の祖先崇拝の根底にある敬神観念（河野の言説を用いれば「我が国民の宗教的信仰―主として神道―」）に、神職という立場から神道と祖先崇拝との関わりを論じる河野の

特質を見出すことができよう。[30]

また、河野はかかる祖先崇拝観から、神道私見論争と神社対宗教問題において、神社崇敬の第一義に「神の認識」をあげて、「今日の神道家が気も付かずに撒布しつゝある「社会道徳の進歩に対する悪影響」（○神社崇敬を単純なる祖先崇拝と解するやうな学説等から生するところの）」と、神社崇敬を宗教ではないと性急に説く人々を批判したが、これについてはさらに「柳田法学士の「神道私見」を読む」（『國學院雑誌』二四巻第五号）において、

> 自分は固より批評の裏面には啓蒙を切望するものであつて、敢へて弁を弄せんとするものではない。議論を好むが為でないことは、柳田君と同じである。畢竟、斯かる重要なる問題か提供される毎に、風馬牛相関せぬ態度を執るのを常としてをる神道界の不振を慨かずには居られぬからである。（二二頁）

と河野自身述べるごとく、河野にとって神道私見論争とは、同時に神社界における「啓蒙」になるようにとの意図をもって論述したものでもあった。事実、柳田の神道私見は神社界における機関紙である『全国神職会会報』に転載されており、またその後の論争が國學院大學の機関誌『國學院雑誌』へと場を移して展開されたことは、当時の神社界にひろく同論争の意味を周知させる意図が含まれていたものと捉えることができる。このことを、神社対宗教問題における「あまり宗教でない〳〵と言ひ張つてをるならば、何時しか此の宗教的感情が薄らいでいつて、神社といふ特殊の観念が全く変化してしまうであらうと思ふのである」との河野の言説とあわせて考えるならば、河野の神社の「宗教性」「非宗教性」をめぐる言説とは、井上や柳田、内務省に対するだけではなく、神社界に向けてのものであったといえよう。この意味で河野の、神職という立場から説いた「宗教」的な敬神観念に基づく国民道徳論は、神社の非

宗教性を説くあまり、「神の認識」という神社崇敬の根本的問題を神職自身が見失わないようにという、河野の神社界に向けた「啓蒙」でもあったと指摘することができるのである。

註

（1）河野省三に関する研究には、安津素彦「河野省三」（『神道宗教』四一、昭和四〇年）、土岐昌訓「河野省三」（『悠久』三〇、昭和六二年）、浅山雅司「近世神道の通俗教化研究の現状と課題」（『國學院雑誌』一〇四―一一、平成一五年）、松本久史『荷田春満の国学と神道史』（弘文堂、平成一七年）、西岡和彦「河野省三」（『國學院大學日本文化研究所報』四二―五、平成一八年）、宮本誉士「国家的神道と国民道徳論の交錯―加藤玄智の「国家的神道」の意味―（『〈久伊豆神社小教院叢書4〉国家神道再考』弘文堂、平成一八年）、中道豪一「河野省三の神道教育」（『神道宗教』二一九、平成二二年）、戸浪裕之「河野省三の国学研究」（『モノと心に学ぶ伝統の知恵と実践』、平成二四年）などがある。

（2）河野は『国学の研究』（大岡山書店、昭和七年）において、「本書に於ける国学の研究は、専ら著者の専攻する国民道徳史の立場から、近代の文化現象たる国学の性質を考察したものである。（中略）余は国学の研究が従来、主として文学史や神道史の上から試みられ、近来、漸く思想史・政治史の方面にそれが拡められつゝあるのを悦ぶと同時に、将来、一層多く、国民道徳史・教育史の方面にも展開されていくことを望むものである」（序、三頁）と、国学を国民道徳史の立場から研究することを明確にしている。

（3）矢野敬一『慰霊・追悼・顕彰の近代』（吉川弘文館、平成一八年）、関口すみ子『国民道徳とジェンダー　福沢諭吉・井上哲次郎・和辻哲郎』（東京大学出版会、平成一九年）を参照。

（4）森川輝紀『国民道徳の道―「伝統」と「近代化」の相克―』（三元社、平成一五年）一六四頁。
（5）宮本前掲書を参照。
（6）拙稿「河野省三の国民道徳論―『国民道徳史論』を中心に―」（『神道宗教』二三一号、平成二五年）、「日本精神論と国民道徳論―河野省三・村上典嗣の言説を中心に―」（『明治聖徳記念学会紀要』復刊五一号、平成二六年）。
（7）岸本芳雄「神道と国民道徳」（『明治維新神道百年史』第三巻、神道文化会、昭和四一年）、三二四頁。
（8）井上は『釈明教育勅語衍義』（広文堂書店、昭和一七年）において、「之れを要するに明治末年から国民道徳といふ一学科の研究が新に教育界に勃興して来たのは、その初め全く自分が創設した東亜協会に於ける講習会に於いて、国民道徳講義を為したことに始まるのである」（三〇一―三〇二頁）と自負している。
（9）『国民道徳概論』、二―三頁。
（10）臨時教育会議については、海後宗臣『臨時教育会議の研究』（東京大学出版会、昭和三五年）を参照。
（11）米田俊彦編『近代日本教育関係法令大系』（港の人、平成二一年）一三四頁。
（12）文部省は、文部大臣の監督に属する委員会として、高等教育会議（明治二九年）・教育調査会（大正二年）を設置してきた。
（13）『資料臨時教育会議』第三集（文部省、昭和五四年）三六八頁。
（14）『資料臨時教育会議』第一集（文部省、昭和五四年）一五七―一五九頁。
（15）同右、一六一頁。
（16）臨時教育会議における内務官僚には、水野錬太郎や井上友一といった歴代の神社局長がいる。ただし、大正六年当時の神社局長であった塚本清治の名はみられない。

（17）臨時教育会議後の文部行政と神社行政との関係について論じたものに、長友安隆「昭和初期文部省思想行政と神道界」（『明治聖徳記念学会紀要』復刊第四七号、平成二二年）がある。ここでは、大正後期から昭和初期における思想善導というスローガンのもとでの文部思想行政と神道界との関係について論じている。また、臨時教育会議の委員であり、大正から昭和初期の神道界において主要な役割を果した江木千之の活動を詳細に論述したものに、三井須美子「江木千之と臨時教育会議」（一）～（七）（『都留文科大学研究紀要』第四二集～第四八集、平成七年～平成十年）がある。

（18）河野省三『神道文化史』（地人書館、昭和一五年）では、「明治四十一年十月、戊申詔書の渙発せられる頃、世界に於ける日本の立場から、一方、国力の充実、地方産業の開発に力を注ぐ必要が痛感せられ、青年団の指導、中央報徳会の活動が促進せられると同時に、一方、教育界には、従来の抽象的、直訳的な修身や倫理から、具体的、日本的な国民道徳としての自覚的教育が行はれること、なつた。国民道徳の確立は、こゝに教育界をして漸く力強く我が国体、武士道、忠孝一本等に対する特殊な道徳に反省せしめると同時に、敬神崇祖・家族的性情・国民的信念の下に、神社と神道とに対する関心を深からしめるに至つた。斯かる間に、政府当局は神社中心主義の指導方針を強調し、明治末から大正の初にかけて、神社制度の整備、神社祭式の改善に力を尽すのである」（一八八頁）と、国民道徳論の展開と神社行政とを関連して論じている。神社中心説をはじめとする内務官僚の思想については、阪本是丸『近代の神社神道』（弘文堂、平成一七年）、藤本頼生『神道と社会事業の近代史』（弘文堂、平成二一年）を参照。

（19）なお、海後宗臣編『臨時教育会議の研究』（東京大学出版会、昭和三五年）において、「教育ノ効果ヲ完カラシムヘキ一般施設ニ関スル建議」の直接の継承や影響のあった事例として、國學院大學の大学令大学への昇格をあげ

ているように（一〇一五―一〇一八頁）、同大学は、大正九年の大学令大学昇格に際し、学部を道義・国史・国文の三科に再編成し、臨時教育会議における国史による国民道徳の裏付けという方針を体現した。同大学における国民道徳教育を支えたのが河野省三である。この点については、拙稿「芳賀矢一の国民道徳論―大正六年臨時教育会議を背景として―」（『神道宗教』二三五号、平成二六年）を参照。

(20) 河野省三「神職修養の一面」（『神社協会雑誌』第一三年第二号）、「国民道徳並に国民性研究参考書」（『神社協会雑誌』第一三年第三号）等、河野省三の学問においては、常に神職や神社という立場からの論述を見ることができる。拙稿「河野省三の国民道徳論―『国民道徳史論』を中心に―」（前掲）を参照。

(21) 『国民道徳史論』六―二〇頁。

(22) 「神道私見論争」に関する研究には、阪本健一「神道私見論争」（安津素彦・梅田義彦編『神道辞典』堀書店、昭和四三年）、内野吾郎『新国学の研究』（創林社、昭和五八年）、高見寛孝『柳田國男と成城・沖縄・國學院』（塙書房、平成二二年）がある。

(23) ここで河野が敬神崇祖について説く際に用いている「宗教的情操」について、昭和前期には、昭和七年一二月二日、「『一般ノ教育ヲ宗教以外ニ特立セシムル件』解釈ニ関スル件」（昭和七年一二月二日発宗教局普通学務局通牒）において、「特定ノ教派宗派教会等ノ教義ヲ教ヘ又ハ儀式ヲ行フヲ禁止スルノ趣旨ニシテ宗教的情操ヲ陶冶スルコトハ毫モ拘束スル所ニ無之」として、さらに、昭和一〇年一一月二八日の「宗教的情操ノ涵養ニ関スル留意事項」（昭和一〇年一一月二八日発普第一六〇号文部次官通牒）といった、宗教教育規制の緩和に関する法令が出されている。この宗教的情操教育推進期（昭和一〇年代）とも称せる時代に、河野が「宗教的情操」という用語をどのような意図で用いたのかについては今後の課題としたいが、昭和一〇年当時の河野が國學院大學学長に就任し、以後七年間に渡り同大学において主要な位置にあったことを踏まえれば、河

野の思想研究においても、宗教と教育、神道や神社と教育との関係を検討する際に今後の重要な視点となると考える。河野が「宗教的情操」について述べた論考として、國學院大學学長時におけるものでは、「神社と公民教育上の一考察」（『公民教育』第五巻第七号、昭和一〇年）、「宗教的情操の教育」（『宇宙』第一一巻第二号、昭和一一年）、「国民生活の訓練」（『国民精神文化講習会講演集、鹿児島県教育会、昭和一二年）など、宗教情操教育に関する記述をみることができる。また、同年代における、「神道に就いて」（『教育と宗教』第五巻第二号、昭和八年）などがある。

（24）阪本健一前掲書、四五七頁。

（25）河野省三「神社対宗教問題の考察―神道性格論の一面―」（『神道学』出雲復刊、第一一号、昭和三一年）一頁。

（26）「宗教と神社と憲法」（『神社協会雑誌』第二五年九号、大正一五年）四―七頁。

（27）河野は『神道史の研究』（中央公論社、昭和一九年）において「斯くて神社の崇敬は、日本民族の宗教的、道徳的要素を内容とし、民族性を基調として、其の実生活を指導し展開することとなつたのである。従つて宗教としての形態を執らずに、日本精神の一表現として自由に進展したのである。之は前述した敬神観念に合せて、神道的教育上、最も留意すべき点であつて、神社参拝は生きた修身教育である」（三〇六―三〇七頁）と敬神観念と神道を用いた教育との関係を説いている。河野が考える学校教育における神社参拝を考察する際にも、本稿で検討してきた河野の敬神観念における普遍性を踏まえて検討する必要があるだろう。

（28）この井上哲次郎の論考は、加藤前掲書に「神社神道と宗教との関係」（三―三六頁）として収録されている。

（29）神社対宗教問題については、『神社神道史』（東方書院、昭和八年）の一〇章「神社崇敬の国家的発展」や『神道通論』（東京図書出版、昭和一九年）の第七章「神道と政治」の五項（二一六―二三一頁）にまとまった論考が

ある。例えば前者においては、「神社の本質にも表現にも宗教的要素の存在することは事実である」（六八頁）と明確に指摘している。

（30）河野省三『神道学序説』（金星堂、昭和九年）では、神道と国民道徳との関係について、「我が国民道徳は云ふまでもなく、我々日本人の民族性を基礎とし、我が国体を理想とし中心として、種々の地理的・社会的・政治的・歴史的な環境に反応して展開し訓練されたものであつて、其の基礎となり、本質となつて、其の道徳的感情乃至道徳的行為を形成して行くものは、云ふまでもなく、日本民族の伝統的情操即ち我が民族性と其の上に築かれつゝある伝統的信念とである。而して其の伝統的信念及び情操の最も純な姿であり、最も強調された精神となり、而して最も本質的な力としてはたらいてゐるのが即ち神道である」（一〇〇頁）と、伝統的情操の「最も本質的」なものとして神道をとりあげている。神道の「伝統的情操」と「宗教的情操」という語句の解釈については今後の課題としたいが、本稿で検討してきたことがらを踏まえるならば、河野の用いる伝統的情操の中心にも神道が据えられていることが推察される。河野は大正の半ばから神社の総合的、組織的研究を意図しており、『神道学序説』もその一環として著されたものである。ここからは河野が神道、神社研究を体系的に組織しようと試みていたことがわかる。一連の変遷については、河野省三「神道学組織の進展」（『神道学』出雲復刊第一号、昭和二九年）に詳述されているので参照されたい。